ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十一条　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務に係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　信用基金に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の信用基金の概要

ロ　事務所の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに信用基金への出向者の数

二　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（信用基金を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（事業報告書に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令第十一条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○財務省・農林水産省令第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十五条の五第一項及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十八条第二項、第三十九条第一項並びに第五十条の十一において準用する同法第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営及び人事管理に関する省令

第五条及び第六条を削る。

第四条第一項中「研究機構に係る通則法第三十一条第一項の」を削り、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「研究機構は、」の下に「通則法第三十五条の八において読み替えて準用する」を加え、同条を第六条とする。

第三条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、「開始」の下に「の日の」を加え、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に、「第四条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第四条とする。

第一条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「」、「」という。）」、「独立行政法人通則法（以下「」及び「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究機構の役員及び職員

二　研究機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者